

特別養護老人ホームにおける生活相談員の ソーシャルワーク機能とチームコンピテンシーの構造

○山口県社会福祉事業団 竹永 吉伸 (8367)

横山 正博 (山口県立大学・1708)

キーワード：特別養護老人ホーム・生活相談員・チームコンピテンシー

1. 研究目的

特別養護老人ホーム（以下、特養）で生活する利用者の生活ニーズは、複雑化・多様化してきており、多職種が協働して包括的に支援するチームアプローチを行うことが求められている。しかしながら、チームアプローチにおいては、阻害要因における研究や報告もあり、実践することの困難さが指摘されている。こうした中、2007年12月に改正された社会福祉士及び介護福祉士法により、社会福祉士に他職種との「連絡・調整」の役割が期待されることとなった。特養においては、ソーシャルワーカーである生活相談員が、チームアプローチの推進役として期待されていると解釈できる。しかし、生活相談員がチームアプローチにおいて、どのような機能を果たし得るのか、未だ明確になっていない。

チームアプローチを促進する要因として菊地は、チームコンピテンシーを示している。チームアプローチの促進が求められる生活相談員は、チームパフォーマンスを効果的に発揮するためにも、チームコンピテンシーを高めることが必要である。

以上のことから、特養の生活相談員にアンケート調査を実施することによって、生活相談員がソーシャルワーカーとして発揮している機能がチームコンピテンシーにどのように影響しているのか、その構造を実証的に検証し、生活相談員がチームコンピテンシーを高め、質の高い支援を提供するための検討材料を得ることを研究の目的とした。

2. 研究の視点および方法

チームコンピテンシーを高めるための構成概念として、ソーシャルワークの原理・原則、ソーシャルワーク機能（個別援助機能、権利擁護機能、アドミニストレーション機能及びコーディネーション機能）及びチームコンピテンシーを規定し仮説モデルを作成した。

調査対象は、独立行政法人福祉医療機構が開設するWAMネットの介護事業者情報を用いて、等間隔抽出法により無作為抽出した1,000施設の生活相談員とした。調査方法は、郵送調査法による質問紙調査とし、期間は2011年9月1日から2011年9月21日とした。回収は403名であり、うち欠損値のない322名を有効回答とし、分析の対象とした。

分析方法は構成概念として規定している潜在変数の観測変数を設定するために探索的因子分析（最尤法：promax 斜交回転）を行い、得られた因子の各質問項目の合計点を潜在変数の観測変数ととらえ、多重指標モデルを作成し、構造方程式モデリング（以下、SEM）により分析した。統計解析には、SPSS17.0 J for windows 及び Amos17.0 を使用した。

3. 倫理的配慮

今回の研究目的及び調査の趣旨について文書で説明すると同時に、調査票の回答は無記名とし、回収をもって調査の同意を得たものとした。

4. 研究結果

探索的因子分析により抽出された観測変数を用いて、ソーシャルワーク機能とチームコンピテンシーの構造について多重指標モデルを用いて仮説的に作成した。このモデルについて、SEMにより分析したところ、すべての適合指標において十分な数値を得ることが出来なかった。さらにモデルを改良し、いくつかの試案モデルを分析した結果、本研究に最も適合しているモデルを採用した。適合度は、GFI=0.909、AGFI=0.864、CFI=0.889、RMSEA=0.080とグレーゾーンであるが、適合度は許容しうる水準にあると評価した。

5. 考察

生活相談員のチームコンピテンシーは、「ソーシャルワークの原理・原則」に基づき、「ソーシャルワーク機能」を発揮することで高まることが確認された。ソーシャルワーカーとしての専門性に基づく役割・機能を発揮することがチームコンピテンシーを高める要因であることを示唆している。

「ソーシャルワーク機能」を具体的にみると、「ソーシャルワーク機能」から「チームコンピテンシー」への影響は4つの系が確認された。共通したプロセスとして「コーディネーション機能」が挙げられる。「コーディネーション機能」を発揮することで、「ソーシャルワーク機能」全体の影響を「チームコンピテンシー」へ及ぼすことが示唆されており、「チームコンピテンシー」を高めるためにも、効果的に「コーディネーション機能」を発揮することが求められている。4つの系のうち、間接効果の高い2つの系は、「個別援助機能」を経由している。生活相談員は、利用者の心理社会的な面へのアプローチを行っている。しかし、心理社会的な側面のニーズであっても、背景に様々な要因があり、他職種へ情報を提供し、多職種で支援することが求められている。

また、次に間接効果の高かった2つの系は、「権利擁護機能」を経由している。「権利擁護機能」において生活相談員は、窓口として聴くだけでなく、聴いた内容を代弁者、代理者として他職種へ伝え、その内容を多職種で検討し、次の支援に活かす方を協議していることが推測される。しかしながら、「権利擁護機能」から「コーディネーション機能」への標準化係数は「個別援助機能」と比較して小さいことが確認された。影響が小さい理由として、権利擁護に関する業務について、他職種と検討を行っているものの、十分に出来ていないと感じていることが推測される。

「アドミニストレーション機能」は、4つの系のうち、2つの起点となっており、組織としてサービスの質を確保することが、チームコンピテンシーを高める前提となっていると解釈された。しかし、「ソーシャルワークの原理・原則」と「アドミニストレーション機能」については、影響が確認できなかった。このことは、生活相談員のチームコンピテンシーについて検討する時、ソーシャルワーカーと管理職の二つのアイデンティティから検討する必要性を示唆しており、この二つが統合されないことが、チームの一員としての役割を明確に出来なくしている可能性が考えられる。

なお本報告は、山口県立大学大学院修士論文をもとに新たに考察を加えたものである。